

Ⅱ 平成 26 年度における政策評価の取組（トピック）

1 目標管理型の政策評価の標準化・重点化の実施状況等

各行政機関では、主要な政策についての事後評価として、いわゆる「施策」単位で、あらかじめ設定された目標の達成度合いを測定する評価が広く行われている（目標管理型の政策評価）。このような評価を、政策・予算の見直しに活用しやすくするとともに、国民にとって分かりやすいものとするため、平成 25 年 12 月に「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、26 年度以降に行う政策評価について、標準化・重点化及び行政事業レビューとの連携強化といった取組を推進することとした。

具体的には、①施策の進捗状況を横断的に分かりやすく把握できるようにするために、各行政機関共通の 5 区分で目標の達成度合いを明示すること（標準化）とするとともに、②毎年度の評価対象の重点化を図り、施策の節目に合わせて評価を実施すること（実施時期の重点化）とし、その際、③これまでよりも一歩踏み込んだ評価を行うこと（内容の重点化）とした。

平成 26 年度においては、「標準化」については、同年度に目標管理型の政策評価を実施した 17 行政機関全てにおいて、目標達成度合いが 5 区分で明示されていた。ただし、目標達成度合いの測定がガイドラインに沿って行われていない等の課題もみられた。「実施時期の重点化」については、17 行政機関中 7 行政機関において、施策ごとに評価を実施する年度を定めるなど評価の実施時期を重点化し、一部の施策を対象に評価が実施されていた（注）。また、「内容の重点化」については、目標達成度合いの測定に加え、踏み込んだ評価が十分に行われているとはいえないものの、目標を達成しなかった原因を分析し、当該原因分析を踏まえて政策の見直し・改善の方向性が明らかにされている評価など、踏み込んだ評価も一部みられた。

（注）平成 26 年度は目標管理型の政策評価の実施時期に当たっていないことから、評価を実施しなかった 3 行政機関のうち、2 行政機関においても、評価の実施時期が重点化されている。

また、総務省において評価書を点検したところ、行政事業レビューにおける指摘を踏まえた事業（達成手段）の見直しの方向性や事業の効果を把握するための測定指標の見直しを明らかにするなど、政策評価と行政事業レビューとの連携を深める工夫を行っている評価がみられた。

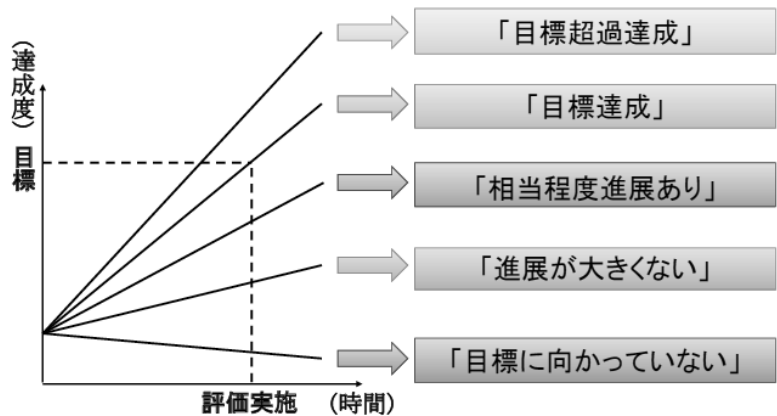
このような状況等を踏まえ、今後の目標管理型の政策評価の実施に当たって、踏み込んだ評価や行政事業レビューとの連携を行うなど、ガイドラインを踏まえた一層の評価の質の向上が図られるよう、共通的な課題を各行政機関と共有した。

なお、別途、行政事業レビューとの連携については、本報告の取りまとめに際し、各行政機関に対し、評価の実施に当たり、行政事業レビューとの情報等の相互活用が図られたものについて照会したところ、政策評価と行政事業レビューとの相互に情報、結果等を活用した等とするものが、160 件あった。

図 1

評価結果の標準化

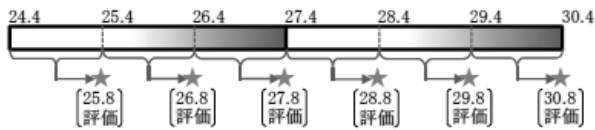
<平成26年度から目標の達成度合いについて全政府共通の5区分を導入>



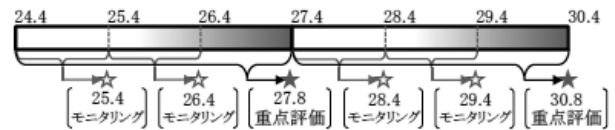
実施時期の重点化

単に毎年度評価を実施するのではなく、施策の節目にあわせて実施 (評価未実施の年度は、モニタリングで進捗管理)

<これまでの例>



<これからの例>



(モニタリングの結果が悪い場合は、評価を前倒して実施し、早期に問題点を把握し施策を立て直す)

内容の重点化

目標達成状況のチェックだけでなく、下記の深掘りをして踏み込んだ評価へ

- | | |
|--|---|
| <p>①事前に想定できなかった要因の分析
〔外部要因による影響(土を問わず)はあったか〕</p> <p>②達成手段の有効性・効率性の検証
〔目標を達成するための手段である事務事業が有効かつ効率的に機能しているか〕</p> | <p>③未達成となった原因の分析
〔取組自体を変更する必要があるのか、それとも運用面の工夫でことたりるのか〕</p> <p>④目標の妥当性と必要な見直し
〔事前に設定した目標は、甘すぎず、厳しすぎず適切であったか〕</p> |
|--|---|

2 政策評価審議会の発足（政策評価・独立行政法人評価委員会の改組）

政策評価に関する基本的事項及び各行政機関の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項について調査審議し、総務大臣に意見を述べるため、また、法の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理する等のため、総務省に政策評価・独立行政法人評価委員会が設置されていた。

なお、平成26年6月に独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）が成立し、27年4月に、独立行政法人評価制度委員会が設置され、独立行政法人評価を所掌することとされた。これに伴い、26年度まで政策評価・独立行政法人評価委員会が所掌していた政策評価に係る事務については、同年4月に発足する政策評価審議会が担うとともに、総務省が行う行政評価局調査に関する重要事項についても所掌することとされた。

図2 政策評価審議会について

